主

本件抗告を却下する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

最高裁判所が抗告に関して裁判権をもつのは、訴訟法において特に最高裁判所に 抗告を申立てることを許した場合に限られる。そして民事事件については、民訴四 一九条ノニに定められている抗告のみが右の場合に当ることは、当裁判所の判例と するところである(昭和二二年(ク)第一号同年一二月八日決定参照)。従つて、 最高裁判所に対する抗告申立には同四一三条は適用がなく、その抗告理由は同四一 九条ノニによつて、原決定において法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するか しないかについてした判断を不当とするものでなければならない。ところが、本件 抗告理由は名を憲法違反に藉り、その実質は原抗告審の単なる手続法の解釈を攻撃 するに過ぎないことは、抗告理由自体により明らかであるから、本件抗告を不適法 として却下し、抗告費用は抗告人の負担とすべきものとし、主文のとおり決定する。

昭和二八年七月二二日

最高裁判所第三小法廷

| 裁判長裁判官 | 井 | 上 | | | 登 |
|--------|---|---|----|---|---|
| 裁判官 | 島 | | | | 保 |
| 裁判官 | 河 | 村 | 又 | | 介 |
| 裁判官 | 小 | 林 | 俊 | | Ξ |
| 裁判官 | 本 | 村 | 善善 | 太 | 郎 |